二　日本工業規格Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書BのB・六（発がん性）に規定する危険有害性区分一A又は危険有害性区分一Bに該当する物質であつて、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの

三　日本工業規格Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書BのB・七（生殖毒性）に規定する危険有害性区分一A又は危険有害性区分一Bに該当する物質であつて、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの

四　日本工業規格Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書BのB・八（特定標的臓器毒性、反復ばく露）に規定する危険有害性区分一に該当する物質であつて、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの

五　日本工業規格Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書CのC・一（水生環境有害性）に規定する急性区分一又は慢性区分一若しくは慢性区分二に該当する物質

六　（略）

（資料の提出）

第十二条の三の二の十一　船舶に穀類以外の固体物質をばら積みして輸送する場合には、荷送人は、船積み前に、当該物質が前条各号のいずれかに該当するかどうかに関する情報を記載した資料を当該船舶の船長に提出しなければならない。

（特定船舶）

第十二条の三の二の十二　（略）

（新設）

（新設）

一　日本工業規格Z七二五二（GHSに基づく化学物質等の分類方法）附属書K（水生環境有害性）に規定する急性毒性区分一又は慢性毒性区分一若しくは慢性毒性区分二に該当する物質

二　（略）

（新設）

（特定船舶）

第十二条の三の二の十一　（略）